	投票区の投票管理者（当該投票区が指定関係投票区である場合には、当該投票区に係る指定投票区の投票管理者）	指定在外投票区の投票管理者		
第九十条	第九十二条第二項	投票及び不在者投票証明書	投票	
第百四十五条第一項第三号	同項	不在者投票証明書の提出	第七十一条第二項	不在者投票証明書の提出（当該提出
第百四十五条第一項第六号	第百三条第一項の規定により読み替えて適用される第七十一条第二項	在外投票人証の提出又は在外選挙人証の提示（当該提出又は提示		
第百四十五条第一項第一号	請求（当該請求に併せてする第百三条第一項の規定により読み替えて適用される第六十四条第一項又は第二項の規定による在外投票人証の提示若しくは提出又は在外選挙人証の提示を含む。）	第百三条第一項の規定により読み替えて適用される第七十条第一項	在外投票人証の提出又は在外選挙人証の提示	
	又は第六十条第一項	、第六十条第一項又は第六十二条第一項	請求（当該請求に併せてする第百三条第一項の規定により読み替えて適用される第六十四条第一項又は第二項の規定による在外投票人証の提示若しくは提出又は在外選挙人証の提示を含む。）	
	（第六十七条第二項の規定によって交付を受けた不在者投票証明書がある場合においては、投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書とする。以下この項において同じ。）を投票管理者に返して	を返して	第百三条第一項の規定により読み替えて適用される第七十条第一項	
	ときは、その	ときは、法第五十五条の規定によって投票をしようとする場合にあっては当該投票人が属する指定在外投票区の投票管理者に、法第六十条第一項の規定によって投票をしようとする場合にあっては法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第六十条第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所の投票管理者に、法第六十二条第一項第一号の規定による投票をしようとする場合にあっては在外公館の長に、同項第二号の規定による投票をしようとする場合にあっては当該投票人が登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に、その	在外投票人証の提出又は在外選挙人証の提示（当該提出又は提示	

2　在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票については、第三十七条第一項及び第三項、第四十三条第一項、第六十四条第四項、第六十七条第二項、第六十九条第二項及び第四項、第七十二条第一項並びに第八十八条第一項第三号の規定は、適用しない。

3　市町村の選挙管理委員会は、法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第六十条第一項の規定により期日前投票所を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。

（在外投票の手続の変更及び投票用紙の返還等）

第百四条　第百一条第二項の規定によって交付を受けた投票用紙及び投票用封筒は、法第六十二条第一項第一号の規定による投票に使用することができない。

2　投票人は、第百一条第二項の規定によって投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合において、法第六十二条第一項第二号の規定による投票をしなかったときは、法第五十五条の規定による投票をしようとする場合にあっては当該投票人が属する指定在外投票区の投票管理者に、法第六十条第一項の規定による投票をしようとする場合にあっては法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第六十条第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所の投票管理者に、法第六十一条第一項の規定による投票をしようとする場合にあっては当該投票人が登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に、法第六十二条第一項第一号の規定による投票をしようとする場合にあっては在外公館の長に、その投票用紙及び投票用封筒を返して、法第五十五条、第六十条第一項、第六十一条第一項又は第六十二条第一項第一号の規定による投票をすることができるものとし、その投票をもしなかったときは、速やかにその投票用紙及び投票用封筒をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。

（在外公館の長等に対する在外投票に係る投票用紙等の交付手続等）

第百五条　総務大臣は、憲法改正案に係る国民投票ごとに、法第六十二条第一項の規定による投票に用いるべき投票用紙及び投票用封筒を、外務大臣を経由して在外公館の長に、都道府県の選挙管理委員会の委員長を経由して市町村の選挙管理委員会の委員長に、それぞれ交付するものとする。

2　前項の規定による交付を受けようとするときは、在外公館の長にあっては外務大臣を経由して総務大臣に、市町村の選挙管理委員会の委員長にあっては都道府県の選挙管理委員会の委員長を経由して総務大臣に、投票用紙等交付請求書を提出するものとする。

（在外投票に関する調書）

第百六条　投票人が登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長は、在外投票事務処理簿を備え、第九十八条、第百一条、第百二条及び前条の規定によってとった措置の明細その他必要と認める事項を記載しなければならない。

2　市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の在外投票事務処理簿に基づき、その概略を記載した在外投票に関する調書を作成して、これに記名押印し、関係のある指定在外投票区の投票管理者に送致しなければならない。

3　指定在外投票区の投票管理者は、前項の規定によって送致された調書又はその抄本を投票録に添えなければならない。

（送致を受けた在外投票の措置）

第百七条　第九十条、第九十一条及び第九十三条の規定は、第九十八条第二項又は第百二条第二項の規定により送致された在外投票について準用する。この場合において、第九十条中「第八十八条の規定」とあるのは「第九十八条第二項又は第百二条第二項の規定」と、「投票及び不在者投票証明書」とあるのは「投票」と、第九十一条第二項中「第七十条第五項（第七十一条第三項、第七十二条第四項、第八十一条第十一項、第八十二条第十項、第八十三条第四項、第八十五条第四項又は第八十六条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第九十五条第四項」と、第九十三条中「第八十八条の規定」とあるのは「第九十八条第二項又は第百二条第二項の規定」と読み替えるものとする。